

奨学のための給付金電子申請システムの利用に関するFAQ 2月1日基準日

No.	質問	回答
1	問い合わせについて	<p><b>【申請内容に関するお問合せ先】</b></p> <p>TEL 098-866-2074  平日 10:00~15:00 (12:00~13:00除く)  Mail shigakujimu@pref.okinawa.lg.jp  申請が完了しているかの確認に関する電話でのお問合せはお控えください。</p> <p><b>【システムの操作に関するお問合せ先】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定電話コールセンター</li> </ul> <p>TEL 0120-464-119 フリーダイヤル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話コールセンター</li> </ul> <p>TEL 0570-041-001 (有料)  (平日 09:00~17:00)</p>
2	電子申請を行うために事前準備が必要なものは何ですか。	<p>電子申請を行うためには、スマートフォン又はパソコン端末、ログイン用のID・パスワードが必要です。そのほか、申請中に必要となるものについては、マニュアルをご確認ください。</p> <p>電子申請サイトのユーザIDは、就学支援金申請システム（e-Shien）のログインIDとは別になります。</p>
3	使用可能なスマートフォン又はパソコン端末がない場合、どのように申請を行えばいいですか。	<p>やむを得ない場合は紙媒体での申請書で手続きができます。</p> <p>申請書様式の送付を希望される場合は、以下のものを同封のうえ、県まで郵送してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書様式の送付依頼（ホームページに掲載しております。）</li> <li>・住所・氏名を記載し180円切手を貼付した返信用封筒（角形2号）</li> </ul>
4	ログイン画面にはどうやってアクセスすればいいですか。	<p>こちらのURL (<a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6493">https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6493</a>)  若しくはQRコードからアクセスしてください。</p> 
5	申請が完了しているかどうかの確認方法は。	<p>申請手続きが完了すると、登録されたメールアドレス宛に「申請完了メール」が送信されます。なお、円滑な事務処理のため、<b>申請が完了しているかの確認に関する電話でのお問い合わせはお控えください。</b></p>
6	子どもが公立に通っているが電子申請で登録してもよいでですか。	<p>この電子申請は、私立の高校に通う生徒向けになります。</p> <p>公立に通われている場合は、下記の担当窓口までお問い合わせください。</p> <p><b>【お問い合わせ先】</b>  沖縄県教育庁 教育支援課 電話番号 098-866-2711</p>
7	去年も申請したが今年も申請が必要ですか。	<p>毎年度申請が必要です。申請期間を過ぎた場合、受付できません。</p>
8	専攻科の学校に通っていて、非課税世帯の場合、申請区分は、どちらを選択したらよいですか。	<p>「非課税世帯」を選択してください。</p> <p>専攻科の学校に通われていて、課税世帯の場合は、「専攻科」を選択してください。</p>

9	個人番号を利用して所得の確認を依頼したい場合、電子申請での申請は可能でしょうか。	<p>個人番号（マイナンバー）を利用して所得の確認を行う場合は、電子申請はご利用いただけません。</p> <p>紙媒体による申請となりますので、申請書類一式を「<b>書留等</b>」の方法で下記宛先まで郵送してください。</p> <p>〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県総務部総務私学課 奨学のための給付金担当あて</p>
10	在学証明書は必須ですか。	在学証明書は必要となります。一部の学校は免除となります。別表をご確認ください。
11	支給決定は申請からどれくらいの期間がかかりますか。	<p>申請書類に不備がなければ、申請後 約2か月以内に支給決定通知書等を電子申請システム上でお送りします。</p> <p>申請は順次処理しておりますので、今しばらくお待ちください。</p>
12	奨学のための給付金（上乗せ給付金）は再度、申請しないといけないのでしょうか。	<p>上乗せ給付金について、別途申請する必要はありません。</p> <p>2月1日基準日の基準申請とあわせて申請することが可能です。</p> <p>電子申請の「確認事項」にある「上乗せ給付金（重点支援分）について申請することに同意するにチェックを入れてください。</p>